

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	二宮地区 飯田東集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当集落は、今後中心経営体が引き受ける意向のある面積よりも、後継者未定の農業者の耕作面積が多く、中心経営体の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体を中心に耕作している。しかし、地域全体の高齢化も進んでいるため、今後は、集落外からの新たな耕作者も視野に入れた担い手づくりに取り組み、農地を集約していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

集落外から人材を確保することに関して、「必要である」が83%という結果となった。  
当面の間は、近隣の集落と協力し合って作業人員の確保も進めていく。

■基盤整備の取組方針

ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要である」が全体の16%、「必要ない」が67%という結果となった。  
当集落は、ほ場整備(S55～63年、9.4haの一部)を実施済みだが、暗渠排水が機能していない箇所がある。  
水はけが悪く、機械がはまってしまう問題など営農に支障が生じており、今後行政と基盤整備事業実施に向けて検討を進めていく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を主に行っており、作付については、全て現状維持の意向が示された。  
水稻以外の作物の導入は、資金や労力が不足することが想定されるため、今後の検討課題とし、当面は水稻の生産を続けていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落は、集落全体を囲う金網フェンスを設置しているが、柵の下部が腐食している箇所もあり、防護柵の更新の必要がある。  
必要に応じて個別の農地へ柵を設置する対策も講じられている。  
今後、防護柵の効率的な設置方法や管理のあり方を検討していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、集落の農業を維持、発展するための方法について、「自分たちで集落営農組織の設立等を進める」が全体の16%、「近隣の担い手と協力する」が17%、「UIターン者や新規就農者等に担い手を取り込み集落全体で農地を守る」が50%という結果となった。  
当集落では、認定農業者を中心に、農作業の補完や担い手不在農地の引き受けを行い、農地保全を行ってきたが、限界感がある。  
今後は、集落内の農業者及び行政が連携を図り、担い手の確保に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

中山間直接支払交付金制度を活用し、良好な農業環境創出に向けた活動を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		1.1 ha		1.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。